

広島県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金Q&A

番号	項目	質問	回答
1	対象施設・事業所について	入所系の定員数はいつ時点か。	令和7年4月1日時点となります。
2		令和7年4月2日以降に開設した施設等の定員はどのように判断すればよいか。	開設日時点の定員数としてください。
3		共同生活援助の申請は住居単位か。	事業所単位となります。
4		共同生活援助の定員数には併設型短期入所の定員数も含まれるのか。	含まれます。
5		共同生活援助の定員数にはサテライト住居の定員数も含まれるのか。	含まれます。
6		短期入所は空床利用型も補助対象となるか。	空床利用型の場合、本体施設や事業所と重複するので対象外となります。
7		1つの事業所・施設で共同生活援助の定員数にはサテライト住居の定員数も含まれるのか。	含まれます。
8		短期入所は空床利用型も補助対象となるか。	空床利用型の場合、本体施設や事業所と重複するので対象外となります。
9		通所系及び訪問系サービス事業所における事業所規模（1月あたりの延べ利用者数、1月あたりの延べ訪問回数）はどのように判断したらよいか。	令和7年4月から令和8年3月サービス提供分までの延べ利用者数（通所系）又は延べ訪問回数（訪問系）の平均により判断してください。
10		1つの事業所・施設で複数のサービスを行っている場合は、基準単価の上限はどのようになるのか。	事業所番号が異なる場合は、別事業所とみなします。 なお、同じ事業所番号で、複数のサービスを行っている場合は、1月あたりの延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数、定員数については、主たるサービスに他のサービス分を合算してください。
11		同じ事業所番号で、児童発達支援と保育所等訪問支援を行っている場合は、基準単価の上限はどうなるのか。	保育所等訪問支援の1月あたり延べ訪問回数を利用者数に置き換えて（延べ訪問回数1回を利用者数に換算）、児童発達支援分と合算して1月あたりの延べ利用者数を算出します。
12		相談支援事業所（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定借支援）について、1事業所で複数のサービスを行っている場合、基準単価の上限はどうなるのか。	1事業所で複数サービスを行っている場合でも1事業所とみなします。 なお、事業所番号が異なる場合は、別事業所とみなします。
13		障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設における定員数はどのように計算するのか。	令和7年4月1日時点の定員により判断します。 障害者支援施設の定員については、日中活動系サービスの定員も含めるものとします。
14		過去に購入したものを補助対象とすることは可能か。	内示日以降に購入した設備・備品が対象となります。8月中の内示を予定しています。

15	補助対象経費について	研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象となるのか。	設備・備品の購入に係る経費を補助対象とするため、対象となりません。
16		災害備蓄等への対応に係る経費として、ローリングストックの初期費用は対象となるのか。	対象となります。ただし、ローリングストック用の消耗品等の備蓄物資を平時に使用した分の補充については、対象となりません。
17		申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	法人単位となります。
18		申請は協議書や見積書等を提出する必要はないのか。	電子申請フォームへの入力により協議書を提出したものとみなすため、添付資料は必要ありません。